地域自然史と保全 35（1）：1−2，　2013

巻　頭　言

海洋生物の保護：その現状と課題

奈良大学教養部　岩　崎　敬　二

ハマグリも絶滅危惧種

昨年の８月，環境省は，第４次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を公表した。ニホンカワウソに「絶滅」の引導が渡され，ハマグリもこのリストに加えられたことが大きな話題となった。日本の貝の味覚を代表するあのハマグリも，ついに公的に「絶滅危惧種」と認められ，絶滅危惧II類（絶滅の危険が増大している種）として掲載されたわけである。

レッドリストの貝類種数が大幅に増加

環境省レッドリストは，分類群ごとに開かれる専門家の会議での検討を経て，およそ５〜６年ごとに改訂されている。2007年公表の第３次リストに掲載された種は3,155種だったが，今回の第４次リストには3,597種が掲載された。増えた種の42%にあたる186種が貝類である。ただし，この期間に貝類の生息環境が一気に悪化して絶滅危惧に陥った種が大量に増えたわけではない。

環境省の貝類第２次レッドリストまでは，陸貝と淡水貝しか評価の対象とされなかった。第３次リストでは，河川河口部の汽水域に棲む貝も対象とされ，合計で377種が掲載されたが，海の貝は対象外であった。第４次リストで，ようやく対象範囲が少しだけ海に食い込んで，ハマグリのような「干潟」に棲む貝類にまで拡大され，掲載種が563種と一気に増えたわけである。ただし，砂浜や磯や沖合の海底に棲む貝は，今回も評価・選定の対象とはならなかった。

海洋生物にも絶滅危惧種は多い

環境省レッドリストでの，カニ，エビ，ゴカイ，ウニなどの海産無脊椎動物の扱いは，貝類よりもぞんざいである。南西諸島の干潟やマングローブに棲む絶滅危惧種のごく一部しか掲載されていないような状態が，第４次リストでも続いているからである。最新のレッドリストにも，日本の海岸生物の危機的な現状はうまく反映されていない。

干潟をはじめとする日本の自然海岸の多くは，埋立や干拓，港湾開発とそれに伴う防波堤などの建設によって消失し，水質汚染や原子力・火力発電所の温排水，ダム建設や川砂採取による河川流下土砂の減少，外来生物の導入などによって，その環境が大きく悪化している。ハマグリの漁獲量は，1970年代に比べて10分の１に落ち込んでおり，絶滅危惧種に指定して保護すべき，との声は1990年代後半から挙がっていた。

日本ベントス学会が昨年７月に『干潟の絶滅危惧動物図鑑』（東海大学出版会）というレッドデータブック（RDB）を出版した。公的なレッドリストやRDBに掲載されている海洋生物があまりにも少ないという現状を踏まえて，せめて，干潟に棲む無脊椎動物だけでも対象として，学会公認のRDBを作っておこうという意図からである。2009年から作成を始め，貝類462種，甲殻類138種，多

毛類21種，扁形動物やナメクジウオなど30種，合計651種がこのRDBに掲載されている。干潟に限っても少なくともこれだけの絶滅危惧種がいるわけである。ベントス学会のこの活動に環境省も呼応して，第４次リストで干潟の貝類も対象とすることとなったようだ。

外来生物法も天然記念物も種の保存法も

2005年に施行された外来生物法でも，特定外来生物に指定された107タクサの中に海洋生物は１種も入っていない。国指定の天然記念物994件の中に含まれている海産無脊椎動物は，ナメクジウオ，カブトガニ，ホタルイカだけ。種の保存法で指定された国内希少野生動植物種87種にも海洋生物は全く含まれていない。地方自治体レベルでの自然保護施策，都道府県等指定の天然記念物やレッドリスト・RDB，外来生物対策などは環境省や文化庁のものに倣っているため，海産無脊椎動物に対する扱いは，上述した国レベルと同じ状態かそれ以下の自治体がほとんどである。

開発行為などに伴って環境影響評価が行われる場合，天然記念物やレッドリスト・RDBに掲載された種については調査対象となる。しかし，海産無脊椎動物は，絶滅危惧状態にあっても法律や条例の枠組みの中に組み込まれていなかったため，調査もされずにスルーパスで海の開発が進んでしまった。海の外来生物対策も全く進んでいない。第４次レッドリストに数多くの干潟の貝類が掲載されたことで，こういった事態も多少は改善されそうだが，日本の海洋生物の保護は，陸域や淡水域のそれに比べてまだまだ前途多難である。

海洋生物冷遇の原因

自然保護に関する日本の法律や条例で，海洋生物，特に無脊椎動物がここまで冷遇されている原因の一つは，行政各部局の間での調整の難しさにある。海岸と沖合海域の自然環境保全には，海岸の防災施策や港湾・船舶管理を担当する国土交通省，漁業の振興と漁業権の管理を担う水産庁との調整も必要であるため，環境省や文化庁の意向が反映されにくい状況にある。

二つ目は，海洋生物の自然史研究がまだまだ貧弱なこと。陸域や淡水域に比べて，生物の利用者（消費者と漁業関係者）は多いが愛好者と研究者は少ない。そのため，海洋生物たちの分類も，分布も，生態も，保護のための方策も明らかにされていない種が多い。自然保護法令で海洋生物を扱わない理由を中央省庁の担当者に問うと，「生物相やその保護・管理上の問題の全貌が明らかになっていない」という答えが必ず返って来る。問題点が明らかな生物についてだけでも対処すれば良いと思うのだが，行政の考えはそうではない。分類・分布・生態や生物相の全貌の解明を進めていくしか，法的保護を進める道はないようである。

2010年，第10回生物多様性条約締約国会議でまとめられた愛知目標では，水生生物の保護策が強調され，海域の10％を保護区として適切に管理することも謳われている。それには，もちろん海洋生物の自然史研究の一層の進展と地域自然史の詳細な把握が欠かせない。この会議を境として，中央省庁の海洋生物保護への対応が少し柔軟になって来たという印象を私は持っている。この外圧を追い風にして，海洋生物の自然史研究と保護の船足を速めていければと考えている。